総務委員会資料令和7年9月22日区長室人事課

# 第102号議案

# 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

### 1 概 要

地方公務員法(以下、「法」という。)の改正に伴い、職員が配偶者同行休業を取得する際の代替職員を確保するため、任期付採用または臨時的任用を行うことができる制度を導入する。

#### [配偶者同行休業]

配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを希望する職員の継続的な勤務を促進するため、3年を超えない範囲で休業することができる制度。休業中は無給となる。

## 2 改正内容

- (1)配偶者同行休業取得者の代替職員の採用方法に関する規定の追加(第9条関係) 配偶者同行休業取得者の休業申請期間について、職員の配置換えその他の方法によっ て当該申請の業務を処理することが困難であると任命権者が認めるときは、次に掲げる 任用のいずれかを行うことができる旨の規定を追加する。(法第26条の6第7項関係)。
  - ① 任期付採用(申請期間を任期の限度とする)
  - ② 臨時的任用(申請期間を任期の限度とするが、一年を超える任用はできない)
- (2)(1)①に基づく採用職員の任期の更新および更新についての同意(第9条関係)下記のとおり定める(法第26条の6第8項関係)。
  - ・ 任命権者は、(1)①により採用した任期付採用職員の任期が申請期間に満たない 場合には、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
  - 任命権者は、任期の更新をする場合には、当該任期付採用職員の同意を得なければ ならない。

#### 3 施行日

公布の日

## 4 その他

本条例の改正に伴い、付則において、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第13条第5項(年次有給休暇)および第15条(特別休暇)の休暇取得対象者に「職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員」を追加する。

	T
改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」とい	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」とい
う。)第26条の6第1項から第3項まで、第6項 <u>から第8項まで</u> および第	う。)第26条の6第1項から第3項まで、第6項および第11項の規定に基
11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(同条第1項に規定する配偶	づき、職員の配偶者同行休業(同条第1項に規定する配偶者同行休業をい
者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。	う。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(配偶者同行休業に伴う任期付採用および臨時的任用)	(新設)
第9条 任命権者は、第2条または第6条第1項の規定による申請があった	
場合において、当該申請に係る期間(以下「申請期間」という。)につい	
て職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理	
することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各	
号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2	
号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。	
(1) 申請期間を任用の期間(以下「任期」という。)の限度として行う	
任期を定めた採用	
(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用	
2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申	
請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その	
任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじ	
<u>め当該職員の同意を得なければならない。</u>	
(委任)	(委任)
第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得	第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得
て、規則で定める。	て、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)	
2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年品川区条例第5	
号)の一部を次のように改正する。	
(次のよう省略)	

改正後

(年次有給休暇)

(年次有給休暇)

第13条 (第1項から第4項まで省略)

|5 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員、|5 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員お (常時勤務を要するものに限る。)の任用期間中の年次有給休暇は、第1 項および第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定 める。

(特別休暇)

- 第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由 により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」 という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め る休暇を承認するものとする。
  - 員、職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定によ り臨時的に任用された職員および地方公務員の育児休業等に関する法律 第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員(常時勤務を要する ものに限る。) 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、 妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援 休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、 子の看護等のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

(第2号省略)

(第2項省略)

(第2号省略)

(第2項省略)

付 則

第13条 (第1項から第4項まで省略)

職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年品川区条例第21号)第9条 よび地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時 第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員および地方公務員の育的に任用された職員(常時勤務を要するものに限る。)の任用期間中の年 児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員 次有給休暇は、第1項および第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承 認を得て、規則で定める。

改正前

(特別休暇)

- により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」 という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め る休暇を承認するものとする。
- (1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職 (1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職 員および地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定によ り臨時的に任用された職員(常時勤務を要するものに限る。) 行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保 健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔 休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休 暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

改正後	改正前
この条例は、公布の日から施行する。	